

令和8年度 災害救助扶助事業 避難行動要支援者管理システム構築業務委託  
仕様書

この仕様書は、御前崎市（以下「発注者」という。）が発注する避難行動要支援者管理システム構築業務委託の受注者（以下「受注者」という。）に適用する。

1. 業務名

令和8年度 災害救助扶助事業 避難行動要支援者管理システム構築業務委託（以下「本業務」という。）

2. 目的

近年の風水害等において、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

地域の特性や実情を踏まえ、災害発生時に一人でも多くの生命を守るという目的を達成するため、避難行動要支援者名簿ならびに個別避難計画の作成、管理、運用が適切に行えるよう、本市の業務に適したシステムの導入を行うことで、避難支援体制の整備を図るとともに、利便性の向上及び事務の効率化を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月17日までとする。

なお、令和9年4月1日からの本稼働を目指すため、仮運用システムの構築期限を令和9年1月29日とし、令和9年3月17日までの仮運用期間とする。

4. 履行場所

御前崎市役所西館（静岡県御前崎市池新田 5585 番地）

5. 構築スケジュール

受注者は、適正な工程表の作成及び要員の管理を行い、定期的な進捗状況を報告し、構築作業を進めること。

6. 受託条件

(1) 受注者は、以下の条件を満たすこと。

ア 主任技術者は、「地理空間情報専門技術者（GIS1級）」の資格を有するものとする。

イ 構築するソフトウェアは、避難行動要支援者管理業務に必要な機能一式を備えた製品であること。

ウ 導入後最低5年間はシステムが正常に稼働できるもの。

エ サーバー・クライアント型のシステムとして設計されていること。

7. システム要件

(1) 規模

システム利用端末数（2台）とし、サーバー・クライアント形式にて問題なく動作可能であること。

(2) セキュリティ

本システムで使用するクライアント端末については、最新のセキュリティ対策を講じた状態で運用可能であること。

また、不正アクセス、情報漏えい、マルウェア感染等を防止するため、必要なセキュリティ対策を実装すること。

### (3) ハードウェア

#### ア サーバ機 1 台(新規調達)

- ・OS : WindowsServer2022Standard
- ・CPU : Xeon プロセッサ(3.4GHz/4 コア/12MB)
- ・メモリ : 16GB
- ・ハードドライブ : HDD600GB
- ・ディスプレイ : 17 インチラックコンソール
- ・オフィスソフト : Microsoft Office LTSC Standard 2024
- ・UPS : Smart-UPS SMT 1200RMJ 同等以上
- ・ハード保証 : 5 年間 オンサイト保守
- ・ウイルス対策ソフト

#### イ クライアント端末 (ノートパソコン) 2 台

パソコンの仕様は、以下と同等以上のものとする。

- ・OS : Microsoft Windows11 Pro
- ・CPU : Intel Core-i5 (4.7GHz、4 コア 8 スレッド)
- ・メモリ : 16GB
- ・ストレージ : SSD 256GB
- ・Microsoft Office LTSC Standard 2024
- ・液晶 : 15.6 型フルHD 対応
- ・ハード保証 : 5 年間 オンサイト保守
- ・ウイルス対策ソフト

### (4) ソフトウェア

各ソフトウェア及び導入システムは Windows11 Pro での動作保証があること。

ア 各ソフトウェアの選定にあたっては、安全性、信頼性、可用性、汎用性、拡張性及び移植性を考慮すること。

イ 導入システムは、利用開始より 5 年経過後も利用可能なシステムであること。

また、必要時に OS 等のバージョンアップに追加の費用を生じさせることなく対応できるシステムであること。

ウ クライアント側パソコンに追加のソフトウェアのインストールが必要な場合も、ライセンス費用等、別途の費用が発生しないこと。

エ 標準化後の環境 (ネットワーク、認証基盤、端末構成、セキュリティ対策等の変更を含む) に適合し、継続利用が可能であること。

また、当該標準化対応に伴う軽微な設定変更等については、本業務の範囲内で対応可能であること。

オ 株式会社ゼンリン社の電子住宅地図「Z-Map TOWN II」を 2 端末分調達、システムに登録すること。  
(買取形式のライセンス)

### (5) ネットワーク環境

ア ネットワーク環境は既設のものを利用すること。

イ ネットワークに参加するための IP アドレス等必要な情報は、発注者が提供する。

なお、ネットワークへの参加に際しては、発注者、受注者協議の上、決定すること。

(6) ユーザー定義文字（外字）

ア システムでは、既存の基幹系システムと共通的に外字を利用できること。  
（外字フォントは発注者より提供するものとする。）

イ 登録した外字（システムが稼働後に基幹系システムで新規作成されたものを含む。）は、画面表示及び印刷物への印字を可能とすること。

(7) データ連携

任意に発注者の住民基本情報システムや福祉情報システムの必要な情報をCSV形式で取り込み、更新できること。

ア 連携の漏れや誤りがないか確認するための整合性確認の仕組みを構築すること。

イ 連携の運用管理のため、連携処理の送受信状況が確認できること。

ウ 連携データのメンテナンスや反映の再試行が可能であること。

エ 連携が必要な他システムと新システム間のデータ連携を実現すること。

なお、他システムの既存のファイル様式、方式に合わせる。ただし、既存連携について最適なものがある場合は設計時に発注者、受注者協議の上、仕様を決定すること。

8. 機能要件

システムの機能要件は、別添「機能要件確認表」のとおりとする。

9. 業務内容

システム構築に係る主な業務は次のとおりとし、業務の範囲はシステムが稼働するために必要なソフトウェアの調達など、システムが円滑かつ正常に動作するまでの全てを含むものとする。

また、システムについては、必要に応じてカスタマイズ等により機能を実現することとする。

(1) 実施作業

システムの導入作業において、必要な機材等を確保し、次の事項を実施すること。

ア 要件定義の実施、基本設計、詳細設計の策定

イ 要求する機能要件への適応

ウ 要求する外部インタフェースへの対応

エ 導入システムの各種設定

オ データ移行にかかる対象データの範囲、移行方法等の策定

カ 地図データの搭載にかかる対象データの範囲、分類、方法等の策定

キ 操作マニュアルや運用マニュアル等の作成

ク その他、導入に必要な作業

(2) 貸与品管理に関する事項

貸与品について、管理方法を定め、適切な管理を実施すること。

(3) 作業場所

作業場所は、発注者が指定した場所とする。

(4) 避難行動要支援者管理システムの構築

ア GISデータのシステム登録

発注者が提供するGISデータをシステムに登録すること。

対象となるGISデータは、ハザードマップデータ（SHAPE形式、メッシュデータ）と、地番図データ（SHAPE形式）、都市計画図（SHAPE形式）となる。

イ 民生委員、自治会担当区域の作成及びシステム登録

受注者は、発注者から貸与された資料を基に最新の住宅地図に担当区域を転記した区域図を提出する。

発注者の指示により修正・編集をおこなった区域図をGISデータ（SHAPE形式）として作成し、納品する。納品したGISデータは、システムに登録する（民生委員59区域、自治会33区域）。

ウ 避難行動要支援者所在家屋の登録

アドレスマッチング機能により避難行動要支援者の所在家屋を登録すること。居所が住民基本台帳の住所と異なる際は、居所を優先すること。

エ 避難行動要支援者のうち、所在家屋が登録された同意者に対して、避難所までの最短経路による避難ルート作成、システムへ登録する。

オ ユーザー、操作権限の詳細設定を行うものとし、発注者、受注者協議の上で設定すること。

(5) 各種テスト

導入時及び仮運用開始後の全てのテストについて、品質管理の責任者を定め、実施すること。

テストにおいて発見された障害は、受注者が原因と対策を確認して速やかに修正、再確認を行うとともに、障害管理表等で管理すること。

(6) データ移行

ア 移行対象データとして、発注者の現行システムで使用していたデータは、原則全て提供するものとする。

提供対象は、実データを予定している。提供物は、発注者が指定するレイアウト及び形式とし、提供方法は発注者、受注者協議の上、決定する。

イ 移行対象データは、受注者が新システムでの論理チェックをテスト時に行った後に、本番データとして移行を行うこと。

ウ 提供する情報資産に対する問合せについては、発注者が受け付け、現行システムの構築業者に照会し、発注者が回答する。

エ 文字については、新システムで利用する文字フォントに合わせ、移行データの文字コード変換や外字等の同定作業を行うこと。移行期間については、発注者が提供する外字の字形を利用すること。

なお、外字等の同定作業については、対象文字の字形等を提示し、発注者、受注者協議の上、決定すること。

(7) 利用者研修

ア 対象

研修は、発注者の本稼働開始時期に合わせ、新システムを利用する職員を対象として次のとおり実施すること。

(ア) システムを管理する職員に対しては、管理者用の研修会を行うこと。

(イ) 研修のための会場やパソコン等の準備は発注者が行うが、研修用テキストは受注者が準備すること。

(ウ) 研修は、平日就業時間（午前8時15分から午後5時まで）内の実施を基本とするが、業務繁忙期等の執務により午後5時以降の実施となる場合もあるので、発注者、受注者協議の上、実施すること。

(エ) 研修内容は、平常時のシステム利用及び災害訓練時の操作研修とする。

イ 本番稼働の支援

(ア) 本番稼働時は、運用に支障がないように開発に携わった者による現地サポートを行うこと。

なお、運用状況の判定は、新システム運用開始後5営業日を目途に行い、発注者、受注者協議の上、決定する。

10. 仕様の変更

発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、発注者及び受注者の責任者にて責任者会議（変更会議）を行い、発注者、受注者が合意の上、委託業務内容の変更を行うことができるものとする。

合意が成立した場合は、仕様、履行期間及び業務委託料の変更を書面により行うものとする。また、協議の結果、合意に至らない場合は、仕様の変更は取り下げるものとする。

11. 次期システム移行に係る要件

将来的に再構築や次期システムへ移行する場合、システムからのデータ抜き出し作業は、この業務委託の範囲に含めること。またデータの抜き出しの形式は、CSV、XML等、標準的な形式で抜き出すこと。

## 12. 成果物

本業務の成果物は、次のとおりとする。

### (1) 提出書類

作業内容	納品物
導入作業	実施スケジュール表
	要件定義書
	基本設計書
	詳細設計書
	外部インタフェース仕様書
移行作業	データ移行計画書
	データ移行実施結果報告書
各種テスト	テスト計画書
	テスト実施結果報告書
利用者教育	操作マニュアル
	運用マニュアル
	障害時対応マニュアル
	操作研修教材
共通	打合せ議事録

### (2) 提出媒体及び提出部数

正本及び副本各 1 部を紙媒体で提出すること。

また、提出書類の電子データを CD-R に格納し、一式を提出すること。

電子データは、Adobe Reader で読み取り可能であること。

## 13. 開発用端末等

開発期間中に必要となる PC 等端末機器及びソフトウェアライセンスは、受注者の負担において調達すること。

## 14. 特記事項

### (1) 契約条件

本契約の履行に当たっては、御前崎市個人情報の保護に関する法律施行条例及び、御前崎市セキュリティポリシーを遵守すること。

### (2) 機密保持

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び御前崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に従い、個人情報を適切に取り扱うものとし、本調達の遂行上知り得た守秘すべき事項についてはサービス利用期間後も第三者へ漏らしてはならない。

また、発注者が提出した資料やデータ等については、万全の管理を行うとともに本調達以外の目的で使用してはならない。